

広島県告示第三百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和七年三月二十七日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	令和元年広島県告示第八百六十八号
所在地	広島県尾道市長江二丁目地内
土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	区域の名称
長江二丁目B（一九八三）	長江二丁目B（一九八二）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
長江二丁目B（一九八三）	長江二丁目B（一九八二）
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊